

Part
2

30文例 遺言書 から守った 家族を「争族」

家族への最後の手紙が
笑顔相続」への扉を開く!

日本法令

一般社団法人
相続診断協会
編



家族を「争族」から守った遺言書

30文例 Part 2



9784539727256



1922033016003

ISBN978-4-539-72725-6
C2033 ¥1600E

定価（本体1,600円+税）



- ◆大災害で家族の大半が死亡、財産を誰に託す？
- ◆遺族を救った“とりあえず遺言”
- ◆外国人に財産を残すことは可能？
- ◆尊厳死への想いを付言事項につづる
- ◆“おひとり様”的相続、遺言書はどうする？
- ◆子どもが障害者の場合の“親なきあと”問題…etc.

30事例を紹介！

遺言書作成の
疑問と解決策

慮しながら、わかりやすく解説いたしましたので、事実とは異なる部分がございます。

また実際の現場では、弁護士法や税理士法などに抵触しないように、各士業と連携を取りながらコンプライアンスを遵守し、活動しています。

本書の執筆にあたり、株式会社日本法令の竹瀬学さんに多大なるご協力をいただきました。この場を借りて、お礼を申し上げます。

一般社団法人相続診断協会 代表理事 小川 実

目次

はしがき / i

第1章 ♦ 遺言がもたらす絆

おひとりさまになつた高齢者の想い

「老後の不安を安心に変える備えとは

Story 1

遺言書における付言事項の功罪

「想いを紡ぐという大切さ

Story 2

妻の想いとは異なる遺言書

「兄弟との不仲を円満な関係へと転じさせた妻の言葉

Story 3

別居している妻と子どもへの遺言

「相続診断士の説得で「笑顔相続」が実現

Story 4

内山 裕志

24

坂口 猛

18

北村 亮一

10

小笠 美和

2

外国人である甥に遺産を残したい

「子どものいない夫婦の生前対策

高橋 恭佳

32

付言事項のおかげで親子関係復活

「孫に対する遺留分減殺請求への対応策にも

上田 亨

41

事業を譲った相手にも財産を残したい

「遺言者の「真の意向」に気付くこと

吉川 大介

49

亡母の遺品整理が遺言書のきっかけに

「エンド・オブ・ライフノートを気持ちよく書いてもらうために

堀内 真弓

56

身寄りのない「ひとり」の老後

「何も対策を取らなければどうなるか?」を想像してみる

細谷 洋貴

62

第2章 ♦ 財産という名の人生ー誰に残すか、どう残すか

法定相続人が30人、遺産分割が困難に

「特にお世話になつた甥と姪のみに財産を遺す遺言書を作成

千田 大輔

70

親族に財産を遺すことができるか

「相続財産の分散を防ぐ取り組み

米田 穂

77

遺言による婚外子の認知

「非嫡出子にも財産を残すことでトラブル回避

竹山 博之

85

一人暮らし高齢者の遺言と死後事務

「九人の甥姪に公平かつ平等に遺贈したい

哲也

91

相談者の真意はどこにあるか

～不動産の換価分割と代償分割

橋立 信啓

頼れる相談相手がほしかった！

～農家の仕事をスムーズに引き継ぐための遺言

鈴木 直弥

子どもとの同時死亡も考慮した遺言書

～妻が安心して不動産を相続できるように

中島 秀樹

障がいのある子の親が抱える悩み

～「親なきあと」への備え

藤原 由親

120

112

105

viii

第3章・公正証書をめぐるドラマ

お父さんが「密かに」書いていた遺言

金森 将裕

130

書き換えられた遺言書

～遺言書は一度作ればおしまいでない

橋本 玄也

138

親族が遠方にある場合の手続き

～自分の死後、相続人に負担をかけないために

菅井 之央

145

妻を救つた「とりあえず遺言」

～17名の甥・姪との協議を避けるための次善策とは

竹内 宏明

154

遺留分減殺請求の回避を願つて

付言事項に込めた母の想い

山田 恵

訂正印だらけの手書き遺言書

甥・姪を巻き込む前の遺言書で近隣問題まで解決

西岡 浩幸

第4章 ♦ 想いをかたちに

想いの行きつく先は?

震災で奪われた家族への遺言書

一橋 香織

「天涯孤独」でも財産は残る

相続人がいない場合の公正証書遺言作成

加藤 祐基

唯一の気がかりは後遺症がある一人娘

遺言書のほかさまざまな生前契約を締結した事例

上田 健介

家族と自分自身の幸せを実現した遺言書

付言事項で伝えた尊厳死への想い

若田 志郎

198

Story 26

Story 25

Story 24

Story 27

Story 23

Story 22

176

183

190

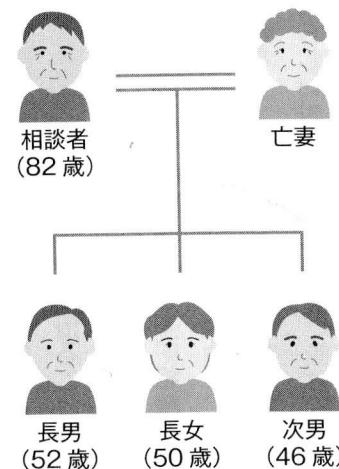
xi

家族と自分自身の幸せを実現した遺言書

（付言事項で伝えた尊厳死への想い）

上級相続診断士・税理士 岩田 志郎

＜家系図＞



＜主な財産状況＞

・自宅土地・建物	4,200万円
・貸店舗（6戸）土地・建物	8,500万円
・アパート（12室）土地・建物	2,400万円
・ガレージ（30台）土地・建物	1,300万円
・駐車場（100台）土地	9,300万円
・生産緑地	8,000万円
・金融資産	7,000万円
合計	4億700万円

1 家族の状況

相談者は不動産賃付業を営む82歳の男性です。昨年妻を亡くしました。妻とはよく喧嘩していたのに、永遠のお別れとなると、とてもつらかったようです。妻を亡くしてからは体調も優れず、不安な毎日を過ごしています。

自身の健康のことはもちろん、自分の財産をどのように子どもたちに引き継ぐか、家族の将来、そして自分の終末をどのように迎えるか、などと考えることが多く、自分一人で解決するには限界を感じて、誰かに相談したい、でも誰に相談したらいいか思いつかない、とりあえず顧問税理士で相続診断士の筆者に相談しよう、となつたようです。

2 相談者の悩み事

相談者は、筆者の事務所を訪れ、次のような相談を持ち掛けました。

「私が死んだら、私の財産を三人の子どもたちに引き継ぐことになるのですが、なるべく公平になるように分けたいと思うのです。しかし、収益物件を各種所有しており、今後の運用方法とか公平な分配方法等、考えれば考えるほど、わからなくなるのです。

それともう一つは私自身のことです。昨年妻を見送つてつくづく思ったのですが、妻には意味のない延命治療

を強いたのではないか、と後悔の気持ちでいっぱいなのです。自分にその時が来たら延命治療など止めて、素直に旅立ちたいのです。この想いを子どもたちに伝えたいのですが、最良の方法を教えてください」。

③ 収益物件等の運用・引継ぎの問題点

まず、相談者から寄せられた相談の一つ「財産をどのように運用し、引き継いでいくか」について、次のように提案しました。

相談者は貸店舗、アパート、ガレージ、駐車場等の収益物件と生産緑地を4枚所有しています。貸店舗、アパートは築60年ほど経つており、修繕費がかさみ、建替えも検討しなければなりません。これも個別に建て替えるのか、貸店舗、アパート等を同時に建て替え、一つの物件にするのか、そうなれば引継ぎ方法も違ってきます。生産緑地については2022年問題もあり、今後緑地を保持するのか、それとも収益物件に切り替えるのか、難しい判断を迫られています。

オリンピック、万博などの大きな行事も不動産の需給に影響を与えます。

これらの問題を解決するにはまず資料収集から始めなければなりません。そこで月に1回、勉強会を開催することを提案しました。こちらから一方的に資料を提供し、判断してもらうより、自分自身で行つたほうが有効だと考えたからです。

④ 収益物件等の運用勉強会

相談者が三人の子どもたちに、それぞれテーマを与え、勉強会で発表してもらうことになりました。筆者も勉強会に加わり、税務・法律・経営などについてアドバイスすることになりました。

長男、次男は会社や役所の管理職を務めているため資料収集能力は優れており、複数の不動産業者に物件の売却価格の算定を依頼する等して有用情報をたくさん取得しました。筆者は、予想相続税申告書の作成、物件の予想収支計算等を担当しました。

物件の建替計画、生産緑地の今後の運用計画等も決まり、この勉強会からは大きな成果を得ることができました。さらには、何度か勉強会を重ねるうちに誰がどの物件を相続するのが適当であるかも自ずと決まつてきました。この段階で半ば遺産分割も完了したといえます。

そこで、相談者に次のような話をしました。

「数度の勉強会を通して、お子様方がお互いの考え方を理解し合い、将来の方針も固まつてきましたので、遺言書を作成する必要もないのですが、あなたの思いをお子様達に伝えるために、あえて遺言書を作成されてはいかがでしょうか。そして「付言事項」として、あなたの思いを自由に書かれることをお勧めします」。

5 相談者の終末について

また、あわせて相談者のもう一つのテーマである「延命治療」について説明しました。

将来、自分が治癒の見込みのない状態に陥ったとき、無意味な延命行為を拒否し、人間が人間としての尊厳を保つて死に臨む「尊厳死」を実現するには、どうしたらよいのでしょうか。

・遺言書に尊厳死の希望を書く

尊厳死の意思表示は生前に行うべきもので、遺言は死後に効力が発生しますから、遺言書に馴染みません。

・尊厳死宣言公正証書

尊厳死を望む、すなわち延命措置を差し控え、中止する等の宣言をし、公証人がこれを聴取する事実実験をしてその結果を公正証書にします。

・日本尊厳死協会

公正証書で尊厳死宣言をしても、医療現場で必ずしもそれに従わなければならない、とまでは考えられておらず、医学的判断によらざるを得ません。尊厳死の普及を目的としている日本尊厳死協会で「尊厳死の宣言書」を作成し、医師に示したことによる医師の尊厳死許容率は、9割を超えているそうです。

尊厳死の宣言書には、治る見込みがなく、死期が近いときの医療についての希望をあらかじめ書面に記しています。

- ・不治かつ末期での延命治療の中止
- ・十分な緩和医療の実施
- ・回復不能な遷延性意識障害（持続的植物状態）での生命維持装置の取りやめ
- ・の3項目を、署名した本人の意思として表明します。

尊厳死は本人の自己決定によるものですが、その実現には家族等の理解が非常に重要です。本人の意思がつてはじめて尊厳死は認められるもので、同意してくれる家族はその実現を支えてくれる重要な人といえますので、ふだんから家族と話し合っておくことが大切です。

6 遺言書の作成

いよいよ遺言書を作成することになりました。遺言書には、まず勉強会の成果を踏まえた分割方法を記載し、相談者自身の終末の想いは付言事項で相続人に伝えてもらうことにしました。また、遺言書を生前に相続人に公開すること、自筆証書で（ただし財産目録はパソコンで）作成することを勧めました。

第一条 遺言者は、遺言者が所有する別紙目録に記載の資産を長男に相続させる。

第二条 遺言者は、遺言者が所有する別紙目録に記載の資産を長女に相続させる。

第三条 遺言者は、遺言者が所有する別紙目録に記載の資産を次男に相続させる。

【付言事項】

我が家家の不動産の経営について、皆で定期的に勉強会をしてきた。

おかげで皆の考えも理解できたので、それを反映した遺言書を作成した。

不動産を取り巻く環境は日々変化しているので、状況が変われば皆で話し合って、遺言書にとらわれず、最高の遺産分割協議書を作成して欲しい。

それと私自身のことだが、私が不治の病になつたときに、延命治療はしないでほしい。

このような希望は遺言書には馴染まないのだが、生前にこの遺言書を皆に公開するので私の気持ちを理解して欲しい。

私は日本尊厳死協会に入会し、尊厳死の宣言をしているので、9割以上尊厳死は実行されるそうだ。そのためにも生前にこの遺言書を公開しようと思う。

昨年、お母さんに末期のがんが発見され、入院したとき、医師から延命治療についての考えを聞かれた。延命治療はお母さんを苦しめるだけだ、と頭では理解できても、一方で「一日も長く生きてほしい」という気持ちのほうが強かつた。それで医師には延命治療をお願いした。お母さんには苦しみばかり与えてしまった。申し訳ない気持ちでいっぱいだ。

私が若いときに流行ったフォークソングがある
「おらは死んじまつただ。天国に行つただ。天国良いとこ一度はおいで。酒はうまいし、ねえちゃん
はきれいだ……」

天国は「良い所」らしい。どれほど素晴らしいところかは、行ってみないとわからないが、少なくとも病院のベッドの上よりはいいだろう。早くお母さんに再会したい。そして延命治療をしたことを謝りたい。私の時は余計な延命はやめてくれ。
皆もいつまでも仲良く幸せに。

翌年、相談者は、妻の後を追うように亡くなりました。
穏やかな最期を迎えたそうです。

☺ 笑顔相続の力ギ

本事例は、相続人が子どもで、多数ある相続財産（不動産）をどのように分けるか及び尊厳死というテーマです。

今回とても良かった点は、家族会議ならぬ不動産の運用勉強会の継続的な開催です。収益のある不動産を持つということは、不動産業を當むことと変わりなく、事業としての継続性等の経営判断をしていくことにはかなりません。相続で親から不動産をもらつてラッキーで、何をしなくともお金が生まれるわけではないということです。

す。

そのあたりの大事なことを生前に教えること、その時間を通して、いろいろなことを共有すること、誰が何が得意で、何が不得意なのかなど、家族の中で役割が決まっていくことで、家族の和が生まれ、悩んでいた不動産の分け方もおのずと道が開けてきたのだを感じます。こういった勉強会を家族だけで行うのではなく、オブザーバーとして税理士兼相続診断士が入り、時に寄り添い、時に立派な意見を述べることで、相互理解が進み、より良い家族会議となつたと思います。

ここまでくると、遺言書の作成自体は決まつたとおりに進めればよいので簡単ですが、ここまでに至ることがとても困難であり、相続診断士の役割が大きいところです。

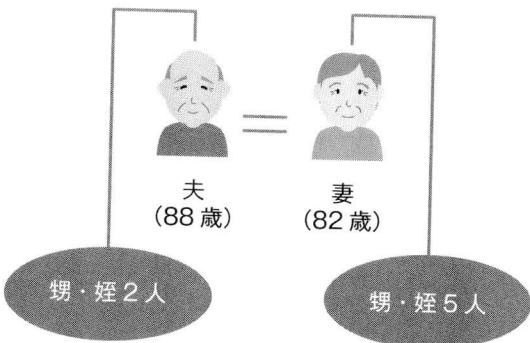
財産すべてを寺院に寄付したい

（遺言者の想いを活かすため、相続人の理解を求める）

相続診断士 吉田 史織

Story 28

<家系図>



<主な財産状況>

・自宅土地建物	5,800万円
・預貯金	1億円
・株式	1,200万円
・貴金属	800万円
・美術品	1,000万円
・賃貸物件	6,000万円
・田畠	800万円
・生命保険	800万円
合 計	2億6,400万円

【著 者】(五十音順)

岩田 志郎 (いわた・しろう)

上級相続診断士、税理士、行政書士、 AFP

昭和 22 年 1 月 24 日生まれ。帝塚山大学大学院経済学研究科修了。経済誌記者、公認会計士事務所、郵便局長を経て税理士開業。併行して大学講師。
＜ひとこと＞高齢者のためのボランティア団体 SSPV (Senior Support Professional Volunteer) を立ち上げ、郵便局、まちづくり協議会、地域包括支援センター、自治体等を舞台にセミナー、相談会を開催し、相続・終活支援に取り組んでいます。

住 所 大阪府八尾市上尾町 2 丁目 10 番地

電 話 072-921-5657

メール i_sogo@gai.eonet.ne.jp

上田 健介 (うえだ・けんすけ)

相続診断士、特定行政書士、1級ファイナンシャル・プランニング技能士、CFP®、家族信託専門士、家族信託コーディネーター

昭和 50 年、兵庫県生まれ。関西大学総合情報学部卒業。民間企業のシステム部門、経理部門を経て、FP& 行政書士事務所を開業。

＜ひとこと＞双子の障がい児の父親になったことがきっかけで、FP& 行政書士事務所を立ち上げました。何から手をつければ良いのかと迷われている障がい児（者）・高齢者ご本人とその家族に対し、お気持ちをお聞きした上で、ライフプラン（将来設計）、成年後見、民事信託（家族信託）、遺言・相続等に関する説明、提案を行っています。

住 所 北海道夕張郡長沼町東 6 線北 3 番地

上田健介行政書士事務所

電 話 0123-76-7879

メール souzoku@uedakensuke.com

上田 亨 (うえだ・とおる)

相続診断士、1級ファイナンシャル・プランニング技能士、不動産コンサルティングマスター

昭和 31 年 2 月 5 日、富山県生まれ。金沢大学経済学部卒業。信託銀行、会計事務所勤務を経て、現職。

＜ひとこと＞長年の実務経験を基に、“ふれあい”と“まごころ”をモットーに、相談者の利益を優先に、総合的な視点で相続アドバイスを行うとともに、聞く人にわかりやすいセミナーや実務に役に立つ研修会の講師として活動しています。また、近年は“親なきあと”について障害者の親・家族の悩み心配などに対して個別相談やセミナー講師など積極的に取り組んでいます。

住 所 石川県金沢市石引 4 丁目 1 番 13 号 アクエリアス 205

電 話 090-2120-0390

メール toru@fpofficeueda.com

内山 裕志 (うちやま・ひろし)

上級相続診断士、東京相続診断士会 副会長、終活カウンセラー、(株)ティグレ東京本社 営業部 副部長

昭和 34 年 12 月 26 日、鹿児島県生まれ。鹿児島経済大学卒業。

＜ひとこと＞中小企業の経営支援会社(株)ティグレに 36 年勤務。ひたすら中小企業者のお悩み相談に耳を傾けている。相談者様によりそうがモットー！「その想い残しませんか？」「目に見えない財産の継承」をキャッチフレーズにエンディングノート、終活を推進中。

住 所 東京都新宿区西新宿 6-12-1

パークウェストビル 10F (株)ティグレ東京本社内

電 話 03-5321-6299 (ティグレ相続相談センター)

メール uchiyama@tigrenet.ne.jp

編著者一覧

【編 者】

一般社団法人 相続診断協会

日本から「争族」をなくし、「笑顔相続」を広めることが「相続診断士」のミッションです。笑顔相続を広めるためには、生前に想いを残し伝えることが大切であると考え、その有効な方法としてエンディングノートの作成を推奨しています。

相続診断士の役割は、相談者に寄り添い、想いを聞き、相続の問題点を明確にすることです。節税対策や遺産分割対策・遺言書の作成などは、税理士・弁護士・司法書士・行政書士などの土業と連携をして、最適なソリューションを提供します。

相続診断協会は、相続診断士とともに「想いを残す文化を創ります」。

住 所 東京都中央区日本橋人形町2-13-9

FORECAST人形町7階

URL <http://souzokushindan.com/>

設 立 平成23年12月1日

資格取得者 38,500人(令和元年11月現在)

代表理事 小川 実

家族を「争族」から守った 遺言書30文例 Part 2

令和元年12月10日 初版発行



〒101-0032
東京都千代田区岩本町1丁目2番19号
<https://www.horei.co.jp/>

検印省略

編 著 一般社団法人
相 続 診 断 協 会
発 行 者 青 木 健 次
編 集 者 岩 倉 春 光
印 刷 所 日 本 ハ イ コ ム
製 本 所 国 宝 社

(営業) TEL 03-6858-6967 Eメール syuppan@horei.co.jp
(通販) TEL 03-6858-6966 Eメール book.order@horei.co.jp
(編集) FAX 03-6858-6957 Eメール tankoubon@horei.co.jp

(バーチャルショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>

(お詫びと訂正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りください。お取替えいたします。

・JCOPY(出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複製は著作権法上の例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© Souzokushindankyokai 2019. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-72725-6